

平成30年8月31日

要 望 書

東京都府中市市議会
公明党 御中

東京司法書士政治連盟
会 長 大竹 由美子
電 話 03-3353-9146
東京司法書士会府中支部
支部長 渡 邊 敬 子
電 話 042-361-3731

(申出人) 東京司法書士政治連盟
第5地区支部長 立 川 健 豊
連絡先 042-335-3003

次のとおり要望を致します。

【要望の内容】

- 1, 国に対し、除住民票等の保存期間を現行の5年から150年程度に伸長するよう住民基本台帳法施行令の改正を求める。
- 2, 自治体に対し、現に保存している除住民票等について、これをすべて交付するよう求める。

【要望の理由】

1, 住民基本台帳制度は、住民の居住関係を公証することにより「個人」を特定する制度として、多くの分野で重要な役割を果たしている。住民票、除かれた住民票、戸籍の附票および除かれた戸籍の附票（以下、「除住民票等」という）は、本人の同一性を住所・氏名で特定し、証明する手段である。不動産登記簿には、所有者の住所と氏名が記載されているが、本籍の記載はなされていないため、除住民票により本籍が判明しなければ辿ることはできない。しかし、住所移転や死亡等による除住民票等の保存期間は、住民基本台帳法施行令34条の規定により5年とされている。

これは5年を超える保存を禁止する趣旨ではなく、それ以上保存するかは自治体の判断とされるためと考える。

2, 所有者不明土地問題では、例えば地方公共団体が公共事業を行う際に取得が必要な土地について、その土地に係る不動産登記簿の登記名義人が、当該不動産登記簿に記載された住所から複数回引越をしていたり、相続登記がなされていないなかったりするなどして、最新の情報になっていない場合には、過去の住所から現在の住所をたどって真の土地所有者を特定する必要がある。

この時、登記簿上の住所地を管轄する自治体で、所有者の住民票等を取得することになるが、所有者の死亡や転居より5年経過してしまっている場合には住民票の除票等が取得できないことになり、所有者の生死や転居先などを把握することができない事態が生じる。これが所有者不明の空き家、土地を生み出す一因であると考えられている。

3, 所有権登記名義人表示変更登記を申請する場合、除かれた住民票、戸籍の附票が添付できず（添付できれば問題ない）、登記済権利証の写し、不在籍不在住証明書、上申書、不動産の課税通知書を補填資料としてつけている。その取扱も提出法務局によって異なるローカルルールが幾つか存在している。

そのため、申請人が揃える書類も多く、また、法務局により取扱が異なる場合もあり申請人の負担は大きい。

こうした場合も、住民票の除票等の保存期間を延長してさえいれば多くの場合は対処でき、申請人の負担が増えるような事態は防げる。

4, 総務省「住民生活のグローバル化や家族形態の変化に対応する住民基本台帳制度等のあり方に関する研究会」最終報告（平成30年8月22日公表）で、住民票等の除票の保存期間の延長（5年間→150年間）が提案されている。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/global_kazoku/index.html

【参考】住民基本台帳法施行令

第三十四条 市町村長は、第八条、第八条の二、第十条若しくは第十二条第三項の規定により消除した住民票（世帯を単位とする住民票にあつては、全部を消除したものに限る。）又は第十九条の規定により全部を消除した戸籍の附票を、これらを消除した日から五年間保存するものとする。第十六条（第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき住民票又は戸籍の附票を改製した場合における改製前の住民票又は戸籍の附票についても、同様とする。